

「2016年熊本地震」の被災者の方々に対する
契約者貸付及び入院給付金の特別取扱いについて

このたびの地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
SBI生命では、「2016年熊本地震」における災害救助法適用地域のお客さまを対象として、以下の特別なお取扱いを実施いたします。

1. 新規の契約者貸付に対する特別金利の適用(利息の減免)について

新たに契約者貸付をご利用になる場合、以下のとおり、特別金利(利息の減免)を適用いたします。

対象のご契約	災害救助法適用地域において被害に遭われたご契約者さま がご加入の個人保険(ただし、約款の規定により、契約者貸 付制度をご利用できない保険商品は除く)
適用金利	年 0.00%
契約者貸付金額の上限	約款に規定する限度額(解約返戻金の一定割合)以内
特別金利適用期間	2016年10月31日まで
貸付受付期間	2016年6月30日まで

2. 入院給付金のお支払いについて

必要な入院治療を受けられなかった場合の特別取扱いをいたします。以下の場合、本来必要であった入院期間について医師の証明書をご提出いただくことで、入院していたものとみなして入院給付金をお支払いします。

- (1) 病院等の事情により被災後ただちに入院できず、臨時施設等で医師の治療を受け、その後入院された場合
- (2) 病院等の事情により退院が早まり、その後臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合
- (3) 病院等の事情により入院することができず、臨時施設等で医師により入院と同等の治療を受けた場合

なお、災害救助法の適用状況につきましては[こちら](#)からご確認いただけます。

【お客さまからのお問い合わせ先】

SBI生命保険株式会社 お客様コンタクトセンター

0120-272-811

受付時間 9:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)